

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

執務時間外の死亡届に係る事務手続き

提案団体

東員町、川越町、朝日町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

死亡届の受理決定及び火葬許可証の交付決定を民間事業者に委託することが可能な業務とすること

具体的な支障事例

死亡届に係る事務手続きについては、火葬を行うため、死亡届の受領及び受理、並びに火葬許可申請書の受付、並びに火葬許可証の作成、交付決定及び交付を一連の事務として行う必要がある。
本町においては、閉庁日の役場業務を請け負う委託業者の従業員を「非常勤の特別職(嘱託職員)」として委嘱することで、公務員の身分を与え、24時間、死亡届に係る一連の事務手続きができる体制をとってきたが、令和2年4月施行の地方公務員法改正により、特別職の範囲が厳格化され、これらの業務を行う者を特別職の公務員として委嘱することができなくなり、別途正規職員または会計年度任用職員を配置することが必要となった。
本町においては、役場の閉庁日の8時15分から17時00分までの間、会計年度任用職員を配置し対応することとしたが、夜間など、正規職員または会計年度職員の配置が困難な時間帯に死亡届が提出された場合、死亡届の受理及び火葬許可書の交付決定ができないため、申請者は再度来庁する必要があり、住民サービスの低下を招いている。また、年末年始などの長期休暇においては、全ての日を会計年度任用職員でカバーすることは困難で、正規職員を配置する必要があり、戸籍事務担当課の負担が増加していることから提案に至った。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

24時間いつでも死亡届に係る事務手続きを一括して行うことができ、申請者が再度来庁する必要がなくなるため、住民サービスの向上につながる。
民間への委託が可能となることで、採用事務など会計年度任用職員の配置に係る事務や、正規職員の配置が不要となり、職員の負担が軽減される。

根拠法令等

地方公務員法第3条第3項第3号
地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン
戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日 法務省民一第317号)
墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、桐生市、川越市、柏市、中野市、宮崎市

○当市では、土日祝を含め 24 時間の受付体制を維持するために、本庁舎及び総合支所で会計年度任用職員を採用し、警備業務と死亡届に係る埋火葬許可証の発行を含む一連の事務処理を行っている。会計年度任用職員の配置ができない場合は、正職員で対応する必要があり、緊急時などにおいても必要な事務処理を迅速で適切に安定的に行うことに支障が生じる恐れがある。

○当市は現状として平日業務時間外、土日祝日は終日、当直の市職員が対応しており特に問題は無いが、将来、当直業務の委託化を検討した場合、同様の問題が発生することになる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険施設等の基準改正に係る事務の合理化

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険施設等の基準改正に係る事務の運用見直し、時期の前倒し等

具体的な支障事例

【制度の概要】

介護保険施設等の基準は、省令に従うなどして条例で定める必要がある(介護保険法第88条第3項ほか。参考資料p1参照)が、省令は3年に1度の制度改正に伴って改正される。

【支障事例】

制度改正に合わせて、改正条例を新年度の4月から施行するためには、2月議会での条例改正が必要だが、その直前にならなければ改正省令が確定しないのが通例であるため、自治体は、条例改正のために担当職員1人当たり100時間という膨大な作業を短期間で処理することを強いられている(参考資料p2~3参照)。このような運用は、基準を条例で定めるとした地方分権一括法の趣旨を没却するだけでなく、むしろ地方に負担を課す結果となっている。

【支障の解消策】

そのため、国の事務の運用を根底から見直し、省令改正の時期の前倒しなどを図る必要がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【住民サービスの向上】

過労死ラインに相当する月100時間という膨大な作業を処理しなければならない状況が正常化され、自治体が、施設の指導、監督等の主要業務に注力することが可能になり、入所者への介護サービスの質の向上等につながる。

【地方分権の推進】

また、省令改正時期の前倒しにより、自治体が省令の内容を参酌するための検討期間が確保され、地方の実情に合った基準を定めるという地方分権一括法の趣旨に沿った行政運営が可能となる。

根拠法令等

介護保険法、社会福祉法、老人福祉法(参考資料p1参照)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、茨城県、ひたちなか市、前橋市、千葉市、神奈川県、横浜市、川崎市、新潟県、長野県、滋賀県、草津市、生駒市、広島市、府中町、徳島県、今治市、高知県、長崎市、大村

○令和3年度報酬改定に関して、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和3年1月25日に公布され、令和3年4月1日から適用された。指定基準の改正に伴い条例改正の手続きが必要となるが、パブリックコメントの実施や議会対応などを極めて短期間に実施しなければならない状況が生じている。また、報酬改定により変更となる各加算の事業所向けの周知や説明、審査等の事務処理が同時期に集中するため対応に非常に苦慮している。さらに、今回の改定では、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の見直しにより、同加算の届出時期も重なり、事務負担が非常に大きなものとなっている。介護保険制度が複雑化するなか、条例改正や各種加算の届出に支障が生じないよう、次回の報酬改定では、関係省令や告示の公布時期を可能な限り余裕のある日程とする必要があると考える。

○基準省令の改正が1月中に実施されると、2月議会での条例改正議案について、当初での議案上程が求められることから、短時間での作業を強いられている。省令内容を実質的に検討する時間がほとんどなく、大幅な改正や省令とは異なる内容にする場合には、パブリックコメントなど関係者の意見も聞く必要があるが、意見聴取の機会を確保することが困難な状況である。

○当県の条例は、基準省令等を引用する形式としているため、改正作業については大きな負担とはなっていないが、その他の作業（要綱改正等）も含め、短時間で作業を行う必要があるため、省令改正時期の前倒しを要望する。

○介護保険施設等の基準や介護報酬にかかる告示等の制度改正にあたっては、事業所等への制度説明や周知等、十分な準備期間が必要であることから、制度改正に係る事務の運用見直し、時期の前倒し等が必要。

○前回改正と比較すれば早期に情報提供が行われたが、各地方自治体における介護保険事業計画の策定に係る事務負担を踏まえると、さらなる早期の情報提供が必要である。

○当市においては、介護保険施設等の基準を条例で定める場合、「…の基準は、…の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令番号。第〇条第〇項第〇号（＝市独自基準を定める基準に該当する省令の規定）を除く。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。」のように、市独自基準を定める基準以外は、基準となる省令の改正に伴う経過措置の規定も含めて、省令の規定を自動的に引用する形式としているため、支障事例のような問題は生じていない。一方、基準となる省令の改正内容によっては、市独自基準を定めるかどうかの判断や調整が必要となる場合も考えられるため、国に省令改正の前倒し等を求める提案については、賛同する。

○当市において、居宅介護支援等、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例が該当し、基本方針等を定めている。運用は規則で定めており、3年に1度制度の改正に伴い、膨大な作業を強いられる。省令改正の時期の前倒しなどが図られれば、担当職員において作業状況が改善され、施設の指導、監督等の主要業務に注力することが可能となる。

○令和3年制度改正は、省令公布が令和3年1月25日と、条例改正のための作業が実質1週間しかなかった。

○当県においても、2月議会での条例改正が必要なところ、その直前にならなければ改正省令が確定しないため、通例の条例審査の手に要する期間が確保できず、対応に苦慮している。このため、省令改正の時期の前倒しなどを図る必要があるものと考えられる。

○提案団体同様、制度改正に伴う職員の事務負担は重く、4月1日までに条例及び規則改正を行わなければならないという時間的制約がある。

○課税状況や資産状況に大きな変動が見込まれない大半の者については継続して認定できるよう、法改正を望むものである。

○当市でも、担当職員が短時間で膨大な条例改正事務を行う必要があったため、他の業務が遅延する支障が発生した。

○制度改正に合わせた条例改正の手続きにおける支障は当市ではないが、介護事業所への周知期間が著しく短く、改正の内容を周知徹底することができないため、保険者のみではなく、実際にケアを行う介護事業所においても混乱が生じている状況である。例えば、新たに人員の増員が必要となるような加算の場合に人員を揃える（採用する）時間的猶予がない等、厚生労働省が目指す介護保険制度体制を制度改正当初から実施できない状況にある。また、事業所を指導する立場にいる保険者職員も新制度についての理解を深める時間が必要であること等を考慮すると、遅くとも12月中旬までに新制度の改正を行い、運用を4月からスタートする等、周知期間を設ける必要があると思う。

○当市では基準の大部分を基準省令に定める基準とする旨条例で定めているものの、独自基準の要否の検討、4月の施行に向けた準備に時間を要する。

○当市においても、令和3年度の基準改正については、省令案が提示された12月以降に膨大な作業を短時間で行うこととなり、新型コロナウイルス感染拡大時期とも重なり、非常に多忙であった。独自基準等の検討を行う

時間を設けることも非常に困難であった(当市は今回の基準条例改正で独自基準は定めていない。)。政令市においては、介護保険施設等に加え、居宅サービス、地域密着型サービスも改正作業を行うため、改正条例数も多くなり、当市では 12 条例の一部改正となった。そのため、提案自治体と同様、省令改正時期を前倒し、施行まで半年程度の期間を設けることを希望する。

○2月議会の直前にならないと改正省令が確定しないため、条例改正・規則改正の膨大な作業を短期間で処理しなければならず、超過勤務が生じている。

○当市においても、省令改正に伴い 13 条例の改正が必要となっており、かなりの作業時間を要している。また、議会への改正条例議案の提出についても時間的余裕がない状況である。提案内容にあるとおり、省令改正時期の前倒しが可能であれば、参酌するための検討時間が確保できるため、地域の実情に合った基準を定めることが可能となる。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

—

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体の実施内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

142

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

児童福祉法に基づく、保育士試験及び保育士登録の実質的義務付けの見直し

提案団体

大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉法第 18 条の 8 第 2 項等の保育士試験及び、同法第 18 の 18 第 2 項等の保育士の登録に係る規定のうち「都道府県知事」への実質的義務付けを見直すこと。

具体的な支障事例

現在、児童福祉法の規定により、保育士試験は都道府県が行い、その事務の全部又は一部を一般社団法人又は一般財団法人に行わせることができるとされているが、全都道府県が一般社団法人保育士養成協議会を保育士試験の指定試験機関とし、試験事務の全部を行わせている。

また、実態として、国が示した日程で試験を全国的に円滑に実施するよう求める依頼や、試験の内容及び出題範囲を定めた技術的助言が、国から通知として発出されており、全都道府県が保育士試験を同一日程・同一問題で実施している。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう令和2年前期保育士試験の筆記試験の中止及び後期保育士試験の実技試験の「音楽に関する技術」を中止する際には、一般社団法人全国保育士養成協議会より、都道府県に対し、全国一律の取扱いとする必要があるとの強い要請があった。

このように、試験事務については、都道府県の自治事務とされているが、国及び関係団体から事実上全国一律の取扱いを求められることがあり、実質的に知事に裁量があるとは言えない状況である。

また、保育士登録は都道府県ごとに行っていることから、法 18 条の 19 の規定により、禁錮以上の刑に処せられた等欠格事由に該当するため登録を取り消しても、その情報は法令上、公表や他の都道府県と共有することができないため、別の都道府県では登録を行うことが可能な状態であることが大きな問題である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

実質的に裁量があるとは言えない状況にも関わらず、例えば左記の試験中止等の際には、都道府県ごとに取扱いの決定を行う必要があり、また関係団体においても、各都道府県に確認・要請等を行う必要があるため、制度改正により、都道府県等の事務の効率化を図ることができる。また、国が統一して実施することで意思決定が早期になされ、受験生に対する情報提供等を速やかに行うことができる。

登録事務についても、個人情報国が一元的に管理することにより、欠格事由を有する者の登録を排除することができる。

根拠法令等

児童福祉法第 18 条の 8 第 2 項、第 18 の 18 第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、宮城県、茨城県、富津市、神奈川県、川崎市、長野県、岡山県、香川県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県

○「わいせつ教員対策新法」により、わいせつ行為で懲戒免職となった教員のデータベースを国が整備するとともに、教員免許の再取得に関しては、都道府県教育委員会が適当と認めた場合に限定されたが、保育士についても同様に、国が統一的に再登録制度の厳格化を進めるべきである。

○令和3年度に保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化を予定しているが、システム改修費用について、同一の事業者に対し、全都道府県が受験者数の割合に応じて設定された金額を補助することとされており、非効率的である。

○厚生労働省の令和3年度予算要求（その後、令和2年度第3次補正予算に振替）において、都道府県負担を伴う「保育士資格取得に係るオンライン手続化」に関する予算要求が事前の調整なく計上され、公表後も具体的な負担方法や都道府県負担額がなかなか示されず、当県の予算編成作業に多大な支障が生じた。全国統一の保育士資格取得のオンライン化を国が進めることは、保育士資格取得者の利便性向上からも望ましいと考えるが、児童福祉法による知事への義務づけが、逆に無用な混乱を生じさせている。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

145

提案区分

A 権限移譲

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること。

具体的な支障事例

【現状】

生活保護の決定事務は、①道府県・市の福祉事務所、②指定都市では区が担い、その事務監査の権限は、①は道府県(本庁)が、②は、指定都市(本庁)が担い、生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限については、①・②いずれについても都道府県にある。

令和2年度における兵庫県内の審査請求は令和3年3月30日時点で259件あったが、そのうち、指定都市に関する審査請求は127件(49.0%)である。

大都市特例等により、指定都市(本庁)は処分庁(区)に対する事務監査など、県と同等の包括的な権限を有している(なお、中核市は指定都市と比べ権限移譲が限定的)。

区の処分に対する審査請求では、指定都市市長が裁決を行う場合(保護費の不正受給に係る徴収決定処分等)と、生活保護法の特別の定めにより都道府県知事が裁決を行う場合(保護の決定・実施に係る事務)があり、審査庁が分かれている。

行政不服審査法の改正により、平成28年度から指定都市にも審理員と行政不服審査会が設置され、裁決の客観性・公平性が高められている。

【支障】

①道府県は指定都市に対して、事務監査権限を持っていないため、指定都市の区が行った処分の情報把握に時間と手間を要し、②指定都市の案件が道府県総件数の約半数を占めるなど膨大な事務であることから、道府県が指定都市の審査請求を処理することは、行政運営上の多大な負担に繋がり、却って被保護者の迅速な救済に支障を来している。

審査請求は、50日以内(行政不服審査会等へ諮問する場合は70日以内)に裁決をしなければならない(生活保護法第65条)が、実際、この期間内に裁決に至らない案件が多数発生し、裁決の長期化が課題となっている。

※令和3年3月末時点で未採決の事案(50日以上)は663件あり、うち263件が指定都市の事案

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指導権限と審査請求の裁決権限を同一にすることで、福祉事務所に効果的・効率的な指導が可能となるとともに、被保護者の迅速な救済が可能となる。

根拠法令等

生活保護法第 64 条、第 65 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、京都府、福岡県

○令和2年度における当団体の生活保護に係る審査請求は、1067 件であったが、うち指定都市の福祉事務所が処分庁であるものが 775 件(72.6%)であった。このため、全体の7割を占める指定都市の案件を処理することは、行政運営上の大きな負担であるとともに、件数が多大であることから審査期間の長期化(令和2年度に裁決を行った事案の審査期間は平均 256 日)に繋がっている。道府県と指定都市において、実態に即して審査権限を配分することにより、行政不服審査法の目的である簡易迅速に国民の権利救済を図ることが可能になると考える。

○令和3年度全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会に係る要望書において同内容を要望しています。要望内容は下記のとおりです。

行政不服審査法第4条では、審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁に上級行政庁がある場合は、その最上級行政庁に対して行うものとされている。法律の特別の定めとして、生活保護法第 64 条では、市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対して行うこととされている。

このため、指定都市の福祉事務所が行った保護の決定及び実施に関する事務についての審査請求は、行政不服審査法の規定では指定都市の市長となることを、生活保護法第 64 条の規定により都道府県知事とされている。この生活保護法第 64 条は、昭和 25 年法制定当時、上級監督機関としての都道府県知事が裁決庁と規定されたが、平成 28 年度から行政不服審査法が全部改正・施行され、指定都市にも行政不服審査会が設置されたことで、裁決の客観性・公正性が高められたことにより、指定都市においても都道府県と同様、処分についての審査請求を行う場合、審査の公平性を確保できる状況となってきた。

このような状況の下、審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することにより、道府県と指定都市の対等な関係が明確になるとともに、実状として、道府県が審査庁となつて行われる審査請求に対してそれぞれが審査庁となることで審理の迅速化が図られ、行政不服審査法第1条の法の目的である「簡易迅速」に国民の権利利益の救済を図ることが期待でき、また、指定都市においても、審理内容を指導監査にフィードバックすることにより、適正な生活保護法施行事務の運営が図られる。

以上のことから、生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を、道府県から指定都市に移譲すること。

○提案が採択される場合、人員体制の整備が必要となることから、早期事前の周知を要望する。また、本事務について財源措置が講じられている場合は、財源移譲も併せて要望する。

○令和2年度における当県内の審査請求は、431 件あったところだが、そのうち、351 件(81%)は指定都市に関するものである。提案団体と同じく、指定都市に対して事務監査権限を持っていない当県では、指定都市の案件に多大な時間と労力を費やしているところである。このようなことから、審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲することにより、道府県と指定都市の対等な関係が明確になるとともに、実状として、道府県が審査庁となつて行われる審査請求に対してそれぞれが審査庁となることで審理の迅速化が図られ、行政不服審査法第1条の法の目的である「簡易迅速」に国民の権利利益の救済を図ることが期待でき、また、指定都市においても、審理内容を指導監査にフィードバックすることにより、適正な生活保護法施行事務の運営が図られると考える。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

149

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

介護保険料の督促事務における時効の完成猶予期間の設定

提案団体

宝塚市、兵庫県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護保険法第 200 条第2項の規定について、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までの期間、時効の完成を猶予する旨を規定すること。

具体的な支障事例

【現状】

地方税法においては、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までの期間、時効の完成が猶予されているが、介護保険法には同様の規定がない。[地方税法第 18 条の2第1項第2号]

地方税・介護保険料とも、滞納処分は国税徴収法の例によることから、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日まで行うことができない。

【支障】

介護保険料については、督促から 10 日間は滞納処分を行うことができないにもかかわらず、時効の計算には当該期間が含まれるため、滞納者が有利となる現状がある。

地方税の滞納者は介護保険料も滞納している場合があり、時効の考え方について制度的な統一性が図られていない。

多くの滞納事例を抱え、時効経過までに滞納処分を行うことができない事例も生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

時効の完成猶予期間を設けることで、時効の完成までの期間が延びることとなり、より適切な滞納整理事務を行うことができるようになる。

根拠法令等

介護保険法第 143 条、第 200 条第2項
地方税法第 18 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、関市、草津市、大阪市、寝屋川市、松山市、熊本市、荒尾市、宮崎市

○介護保険料について、同様の滞納処分が出来ないことに苦慮している状態であるため、法改正による制度的な統一を希望する。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

207

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室等の居室面積に係る基準について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」への変更

提案団体

須坂市、長野県、飯山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へ変更を求める。

具体的な支障事例

国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。

保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。

(参考)須坂市における保育所等の入所児童数

1,277人(平成30年)⇒1,321人(令和3年)

※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

少子化が進行する現代においては、児童数の減少により施設建設の住民理解を得ることが困難だが、居室面積の緩和では即時的に対応することができることから、将来負担を増加させることなく、待機児童の発生を抑制することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉法第42条第2項

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、富津市、中野市

〇面積基準の緩和により即時的な受け皿拡大が図られることから、待機児童の発生抑制のため必要な措置と考える。